特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価調書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

恵庭市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道恵庭市長

公表日

令和7年2月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称 市営住宅の管理に関する事務					
	1. 事務の概要 公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び恵庭市営住宅条例等に基づき、住宅困窮者に対し、低廉な 家賃で賃貸住宅を供給する。				
②事務の概要	2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①入居者の収入の申告に関する事務 ②家賃の決定に関する事務 ③家賃、敷金等の減免に関する事務 ④敷金等の徴収に関する事務 ⑤家賃、敷金等の徴収猶予に関する事務 ⑥入居の申込みに係る審査に関する事務 ⑦同居及び承継入居に係る承認の申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑧市営住宅の明渡請求に関する事務 ⑨入居者の収入状況の報告の請求等に関する事務 ⑩その他条例で定める事務				
③システムの名称	住宅システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

市営住宅管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号) 別表27の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・なし 【情報照会】 1. 行政手続における特定の個人を認 第27号) ・第19条第8号に基づく主務省令第2	戦別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 2条の表53の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設部市営住宅課
②所属長の役職名	市営住宅課長

6. 他の評価実施機関

なし

7 特定個人情報の関示。訂正。利用停止請求

7. 怀无圈人情我必须小 司业 例用序型明外					
請求先	恵庭市(総務部情報政策室情報政策課) 061-1498 恵庭市京町1 0123-33-3131				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	惠庭市(建設部市営住宅課) 061-1498 恵庭市京町85番地2 0123-33-3131				
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	11年12月18日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	11年12月18日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	1重点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通し	た提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	Ι]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠		には、本人からの	一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン ウマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4 うことを厳守している。

9. 監査		
実施の有無	[〇] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正 4) 委託先における不正な使用 5) 不正な提供・移転が行われ 6) 情報提供ネットワークシス・	リスクへの対策 別に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 Eに使用されるリスクへの対策 用等のリスクへの対策 れるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) テムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 テムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 載失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】		<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・当該事務に係るPCのアクセス権に認証を実施している。	限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式に「IV リスク対策」を追加	_	評価書の内容のとおり。		様式の変更による。
令和1年6月28日	様式の変更(I-5-②)評価実施機関における担当部	住宅課長 山崎 寛二	住宅課長		様式の変更による。
令和1年11月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和1年11月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月28日時点	令和1年12月18日時点		再実施による。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ·第19条第7号	【情報照会】 ·第19条第8号		番号法改正による号ズレの修正。
令和7年2月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を餞別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項 ・別表第一 19の項 ・別数第一 19の例 ・行政手続における特定の個人を餞別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第18条	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号) 別表27の項	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供】 ・な以 【情報照会】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二 31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の3 のの番号の利用等に関する法律別表第二の3 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第22条	【情報提供】 ・なし 【情報照会】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	事後	番号法改正による。
令和7年2月28日	IV8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、 マイナンバー登録や副本登録の際には、本人 からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット 照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報 による照会を行うことを厳守している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日 施行)に伴う記載追加
令和7年2月28日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日 施行)に伴う記載追加
令和7年2月28日	IV11 当該対策は十分か【再 掲】 判断の根拠		・当該事務に係るPCのアクセス権限を担当職 員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を実施している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日 施行)に伴う記載追加

月			
の修			
_			
月1日			
月1日			
月1日			